

議案第17号

川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年2月15日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例

川崎市市民ミュージアム条例（昭和62年川崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の3条を加える。

（指定管理者）

第3条の2 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市民ミュージアムの管理を行わせる。

- (1) 市民ミュージアムの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、市民ミュージアムの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った市民ミュージアムの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第3条の3 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、市民ミュージアムの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第3条の4 指定管理者は、資料等の収集、保管、展示等を行う業務その他の市民ミュージアムの管理のために必要な業務を行わなければならない。

第4条を削る。

第5条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「認めるときは」の次に「、あらかじめ市長の承認を得て」を加え、同条を第4条とする。

第6条中「(以下「企画展」という。)」を削り、「別表第1に定める」を「指定管理者に」に、「納付しなければ」を「支払わなければ」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第5条とする。

2 観覧料の額は、別表第1に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 観覧料は、指定管理者の収入とする。

第7条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「別表第2に定める区分に応じ同表に定める」を「指定管理者に」に、「納付しなければ」を「支払わなければ」に改め、同条第3項中「許可と同時に納付しなければ」を「前払しなければ」に改め、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第4項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第6条とする。

5 特別利用料の額は、別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

6 特別利用料は、指定管理者の収入とする。

第 8 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 7 条とする。

第 9 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第 1 項中「別表第 3 に定める使用料を納付しなければ」を「指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければ」に改め、同条第 2 項中「前項の使用料」を「利用料金」に、「前納とする」を「前払しなければならない」に改め、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条に次の 2 項を加え、同条を第 8 条とする。

3 利用料金の額は、別表第 3 に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第 10 条中「市長」を「指定管理者」に、「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同条を第 9 条とする。

第 11 条中「市長」を「指定管理者」に、「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同条第 3 号中「許可」を「第 7 条の許可」に改め、同条を第 10 条とする。

第 12 条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 11 条とし、第 13 条を第 12 条とする。

第 14 条中「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同条を第 13 条とする。

第 15 条中「市」を「市及び指定管理者」に、「第 11 条第 5 号」を「第 10 条第 5 号」に、「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同条を第 14 条とする。

第 16 条を削る。

第 17 条中「市長」を「指定管理者」に、「特に必要があると認めるときは、第 6 条」を「あらかじめ市長が定める基準に従い、第 5 条第 1 項」に、「第 7 条第 2 項」を「第 6 条第 2 項」に、「第 9 条第 1 項に規定する使用料」を「利用料金」に改め、同条を第 15 条とする。

第 18 条の見出し中「還付」を「返還」に改め、同条中「既納の」を「既に

支払われた」に、「還付しない」を「返還しない」に改め、同条ただし書中「市長が特別の理由があると認めるときは」を「指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い」に、「還付する」を「返還する」に改め、同条を第16条とする。

第19条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第17条とする。

第20条を第18条とし、第21条を第19条とする。

別表第1中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同表の1普通観覧料の表を次のように改める。

1 普通観覧料

単 位	金 額
1人1回	2,000円

別表第1の3特別入場券の表中「市長」を「指定管理者」に改め、「範囲内で」の次に「あらかじめ市長の承認を得て、」を加える。

別表第2中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

別表第3中「(第8条、第9条関係)」を「(第7条、第8条関係)」に、「1 施設使用料」を「1 施設利用料」に、「場合の施設使用料」を「場合の施設利用料」に、「、規定使用料」を「、規定利用料」に、「第5条ただし書」を「第4条ただし書」に、「ときの施設使用料」を「ときの施設利用料」に、「)の規定使用料」を「)の規定利用料」に、「利用時間の区分の規定使用料」を「利用時間の区分の規定利用料」に、「は規定使用料」を「は規定利用料」に、「)の施設使用料」を「)の施設利用料」に、「午前の区分の規定使用料」を「午前の区分の規定利用料」に、「施設使用料は」を「施設利用料は」に、

「

2 設備使用料については、市長が別に定める。

を

「

2 設備利用料

単 位	金 額
1 式、1 本、1 組、1 台、1 張、1 双、1 個、1 枚、 1 キロワットその他 1 単位 1 回	10,000円

備考 1 本表においては、映像ホール、ミニホール又は研修室の利用にあつては午前の区分、午後の区分をそれぞれ 1 回として、企画展示室、アートギャラリー、多目的ギャラリー又は逍遥展示空間の利用にあつては 4 時間までごとに 1 回として扱う。

2 映像ホール、ミニホール又は研修室を午後 5 時から午前 9 時 30 分までの時間に利用する場合の設備利用料の額は、4 時間までごとに 1 回として扱う。

3 映像ホール、ミニホール又は研修室を中間時間において利用する場合の設備利用料の額は、30 分につき、午前の区分を単位として利用した場合の規定利用料の 30 分当たりの額（10 円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前の区分と午後の区分の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の次に 3

条を加える改正規定（第3条の2（指定管理者に市民ミュージアムの管理を行わせることに係る部分を除く。）に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った利用許可その他の行為で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが新条例第3条の2第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）となるものは、施行日以後においては、指定管理者の行った利用許可その他の行為とみなす。
- 3 改正前の条例の規定により発行された共通利用券又は特別入場券については、新条例別表第1の規定にかかわらず、施行日以後引き続き使用することができる。

参考資料

制 定 要 旨

市民ミュージアムの管理を指定管理者に行わせることとし、及び利用料金制を導入すること等のため、この条例を制定するものである。